

## 第30号議案

府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長」を加える。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。